

内閣参質一四三第九号

平成十年十一月十日

内閣総理大臣 小 淵 恵 三

参議院議長 斎 藤 十 朗 殿

参議院議員小川勝也君提出点字による選挙公報発行等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川勝也君提出点字による選挙公報発行等に関する再質問に対する答弁書

一について

現行の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定に基づいて発行される選挙公報（以下「法定の選挙公報」という。）を点字により調製し、発行することを制度化することは、現時点では困難であるが、視覚障害者が公職の候補者又は名簿届出政党等の政策、公約等を点字により知ることができることが望ましいと考えている。

二について

法定の選挙公報は、掲載文又はその写しを原文のまま掲載しなければならず、また、原則として選挙の期日の公示又は告示の日から掲載文の申請を行い、選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して当該選挙の期日の二日前までに配布するものとされている。

しかしながら、現状では、このような公示又は告示後の限られた期間内に掲載文のすべてを誤りなく点字により調製することは困難である。このため、法定の選挙公報ではないが現在配布されている点字による「選挙のお知らせ版」についていえば、衆議院又は参議院の比例代表選出議員の選挙においては、社会

福祉法人東京ヘレン・ケラー協会が名簿届出政党等となる見込みの政党その他の政治団体に対し公示の日の二週間程度前までに法定の選挙公報とは別の限られた字数の文字のみによる掲載文の提出を求め、この掲載文を基にして点字により調製した冊子を作成し、これを都道府県の選挙管理委員会が購入して点字による「選挙のお知らせ版」として配布する方法を採っているところである。衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙においては、点字による「選挙のお知らせ版」を選挙区ごとに調製しなければならず、候補者ごとに掲載文があるために掲載文の数も多いことから、限られた期間内にこれらの掲載文を点字により調製することは更に困難であり、三の（ウ）について述べるとおり、候補者の政見等まで掲載した点字による「選挙のお知らせ版」を配布している府県は、少数にとどまっている。

また、現状では、法定の選挙公報のような大量の部数を調製することは困難であり、かつ、限られた部数の配布について対象者を正確に把握することも困難である。このため、点字による「選挙のお知らせ版」についていえば、点字図書館、視覚障害者団体等を通じて配布するにとどまっているところが多い状況にある。

三の（ア）について

衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙が行われる都度、自治省選挙部長名で各都道府県の選挙管理委員会委員長あてに通知しているところであり、平成十年執行の参議院議員通常選挙に際しては、別紙一のとおり通知している。

平成十一年執行の統一地方選挙においては、法定の選挙公報を発行する選挙について国政選挙に準じた内容の通知をする予定である。

三の（イ）について

公職選挙法上特に定義されていないが、公職の候補者等が当選を得るために選挙人に対して発表する政治的見解又は意見の意味で用いている。

三の（ウ）について

比例代表選出議員の選挙においては、二について述べたように限られた字数の掲載文により調製したものについて平成八年執行の衆議院議員総選挙で四十四都道府県、平成十年執行の参議院議員通常選挙で四十五都道府県において配布していると承知している。

平成八年執行の衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員の選挙においては、四十六都道府県で配布してお

り、うち法定の選挙公報に記載されている政見まで点訳したのが十府県、候補者の氏名、所属党派、経歴等のみを点訳したのが三十六都道県であったと承知している。

平成十年執行の参議院議員通常選挙の選挙区選出議員の選挙においても、四十六都道府県で配布しており、うち法定の選挙公報に記載されている政見まで点訳したのが十二府県、候補者の氏名、所属党派、経歴等のみを点訳したのが三十四都道県であったと承知している。

また、平成七年執行の統一地方選挙を含め、直近の都道府県知事選挙においては、四十一都道府県で配布しており、うち法定の選挙公報に記載されている政見まで点訳したのが十九府県、候補者の氏名、所属党派等のみを点訳したのが二十二都道県であったと承知している。直近の都道府県の議会の議員の選挙においては、法定の選挙公報を発行している二十一都府県のうち三都府県で配布しており、いずれも法定の選挙公報に記載された政見まで点訳していると承知している。

三の（エ）から（カ）までについて

「点字による選挙公報発行等に関する質問に対する答弁書」（平成十年九月十八日内閣参質一四三第三号。以下「前回答弁書」という。）における「点字による選挙公報」は、法定の選挙公報をすべて点字に

より調製したものであるという意味で用いたものであり、現在、公職選挙法にこれを定めた規定はない。

点字による「選挙のお知らせ版」は、公職選挙法第六条第一項の規定に基づく啓発活動の一環として配布されているものである。

なお、「点字による選挙公報」若しくは点字による「選挙のお知らせ版」を指して又はその両者を合わせて、「点字公報」又は「点字の公報」の語が用いられる場合もある。

点字による「選挙のお知らせ版」は、前述のとおり啓発活動の一環として行われるものであるため、法定の記載事項によらず又は法定の限られた期間によらず可能な範囲内で調製し、また、法定の配布方法によらず点字図書館、視覚障害者団体等を通じて配布したり、点字図書館において閲覧に供する等工夫をこらしつつ普及に努めているところである。

三の（キ）について

任意制選挙公報についても、点字による「選挙のお知らせ版」として法定の選挙公報に記載されている候補者の氏名、所属党派、経歴、政見等を点訳したものを配布することは、可能であると考える。

四について

御指摘の国会答弁中、昭和五十八年二月二十三日衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会における答弁及び平成三年四月九日参議院文教委員会における答弁の引用部分にある「点字公報」又は「点字の公報」の内容を述べた部分は、別紙二のとおり点字による「選挙のお知らせ版」の意味で用いられているものであり、前回答弁書は、従来からの国会答弁を変更したものではない。

五について

点字による掲載文の申請があった場合については、前回答弁書の二について述べたとおりであり、選挙公報が公職選挙法第一百七十条第一項の規定により選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に配布するものとされていること等からみて、現行法上点字による原稿をそのまま掲載して法定の選挙公報として発行することはできないものと考ええる。

いずれにしても視覚障害者の方々の貴重な選挙権の行使にかかわる問題であるので、当面、現在配布されている点字による「選挙のお知らせ版」について普及及び内容の充実を図りつつ、選挙の公正さを確保しながらどのような工夫ができるのか研究してまいりたい。

別紙一

点字による参議院議員通常選挙の候補者名簿及び名簿届出政党等名簿について（原文横書き）

自治管第一二二号
平成一〇年五月一日
各都道府県選挙管理委員会委員長あて自治省選挙部長通知

標記のことについて、第一八回参議院議員通常選挙においては、視力に障害のある有権者の便宜供与の一環として、下記の要領により取り扱うことが適当と考えられますので御配慮をお願いします。なお、貴管内の市区町村の選挙管理委員会に対しても、この趣旨にそって指導されるようお願いします。

記

一 点字による参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の名簿（以下「候補者名簿」という。）及び参議院比例代表選出議員の選挙の参議院名簿届出政党等名簿（以下「名簿届出政党等名簿」という。）について

（一）点字による候補者名簿及び名簿届出政党等名簿（以下「点字による名簿」という。）の投票所備え付けについては、視力に障害のある選挙人に対する便宜供与の一環として行うこと。

（二）点字による名簿は、各投票所の受付場所に少なくとも一部ずつ備え付け、視力に障害がある選挙人か

ら候補者の氏名又は名簿届出政党等の名称等を確認したい旨の申出があったときは、これに応ずるよう
にされたいこと。

- (三) 点字による名簿の作成は、候補者名簿については市区町村が開票区ごとに定めた氏名揭示の順序により、名簿届出政党等名簿は都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに定める参議院名簿届出政党等の名称等の揭示の順序により作成すること。この場合、配列等を工夫することによって、できる限り、候補者名簿にあつては一枚の用紙で作成し、名簿届出政党等名簿にあつても枚数を少なくすることが望ましいこと。

なお、これらの名簿の作成に当たり、便宜上候補者及び参議院名簿届出政党等について一人又は一参議院名簿届出政党等ごとに一枚ずつ作成した短冊型のものを使用することも差し支えないが、その場合においてもその綴り方は上記の順序によること。

- (四) 点字による名簿の作成に当たっては、誤字、脱字等のないようその正確性の確保に特に留意すること。

- (五) 点字による名簿に記載する事項は、候補者名簿については候補者の氏名及び党派別、名簿届出政党等

名簿については参議院名簿届出政党等の名称、略称、代表者氏名等をそれぞれ記載するものとする
と。

(六) なお、市区町村の選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所においても、投票所における方法等に準じて、点字による名簿の作成後すみやかに備え付けるようにされたいこと。

二 点字による「選挙のお知らせ版」の配布について

(一) 視力に障害のある有権者に対する便宜供与の一環として、候補者の氏名、年令、党派、略歴、新現元別及び職業（参議院比例代表選出議員の選挙については、参議院名簿届出政党等の名称、略称、代表者氏名、名簿登載者の氏名等）を点字で記載した「選挙のお知らせ版」を適宜準備し、所要の措置を講ずることも差し支えないこと。

なお、記載内容については、事前に十分点検し、一(四)と同様に留意すること。

(二) 配布に当たっては、選挙運動又はこれにまぎらわしい行動にわたることのないよう関係者に十分指導するとともに、配布の方法についても事前に十分関係者と協議すること。

昭和五十八年二月二十三日衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会における自治省選挙部長答

弁

お話のとおり、点字公報を出している県が相当数に達しております。たとえば五十五年の選挙のときには二十一都道府県、約三万部程度の配布が行われております。それを作っておりますところは、ただいまお話のありましたようなヘレン・ケラー協会であるとか、そのほかにも赤十字の支社であるとか、それぞれの場所によっていろいろでございます。それぞれの県の置かれた状態、印刷能力、そういったことによるものだと思います。その経費の支出は、ただいまお話がありましたように啓発経費の中から出ておるところもありますけれども、選挙の執行経費の中に織り込んでやっておるところもあります。これもまたそれぞれの県の状態によるものだと思います。

御指摘ではございましたけれども、正直に申し上げまして、点字の公報は公職選挙法上に明文の根拠があるわけではございません。そういう意味で一種の便宜供与とか啓発とかいう側面を持っていることもまた事実でございます。むしろかしく申し上げますよりは、現在のようにいろいろな混合形態ではございますが、実

態に即して点字公報が出され、国政の選挙でありますからには、国費の範囲内で賄われていくようにというような姿勢で臨んでまいりたいと思っております。

平成三年四月九日参議院文教委員会における自治省選挙部管理課長答弁

点字公報につきましては、できるだけこれをごらんいただく方を多くしていくということが基本でございますけれども、一方では公正さというものが期待されているわけでございますので、公選法上は候補者から申請がございましたらこれをそのまま載せるということが基本になっております。したがって、公報そのものを点字化するということはなかなか困難でございますが、現在ほとんどの府県におきまして、候補者の氏名なりあるいは経歴を点字化したものをお知らせという形で対応しているところがございます。私ども、その内容の充実につきまして今後とも指導、協力をしてまいりたいと考えております。